

【事例2】照射録の記載事項不足が有る場合

○指導事項:照射録に必要事項の記載欄が不足しているため、必要な記載欄を設けること様式の名称を照射録とすること

○関係法規:診療放射線技師法施行規則第16条、診療放射線技師法第28条第1項

診療放射線技師施行規則第16条(照射録)

法第28条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1)照射を受けた者の氏名、性別及び年齢
- (2)照射の年月日
- (3)照射の方法(具体的にかつ精細に記載すること。)
- (4)指示を受けた医師または歯科医師の氏名及びその指示の内容

診療放射線技師法第28条第1項(照射録)

1. 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を

記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師または歯科医師の署名を受けなければならない。

2. 厚生労働大臣または都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、または当該職員に照射録を検査させることができる。

3. 前項の規定によって検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

※保健所よりお願い。

・X線TV装置を使用した場合は、透視時間の記録も実施してください。

(外科用イメージ含む)

・撮影をせず透視のみの使用の場合でも、照射録の作成は必要です。

・CTの場合、撮影条件としてCTDI(Computed tomography dose index)値等を記録してください。

・医師または歯科医師が撮影の場合、照射録の作成義務はありませんが、撮影記録として、照射録に準じた記録は、必要と考えられます。

・現在の法律では、照射録に最初と最後に「医師の氏名」、「医師の署名」の2つが求められています。

医師の署名欄がない医療機関が、多く見受けられます。

照射録に医師の署名欄を設けるようにしてください。

照射録一例

照射録							
撮影年月日	平成27年2月28日						
患者氏名	保健所 太郎	性別	M	年齢	30 歳		
指示医師名	東部 花子		依頼科	呼吸器内科			
指示内容							
撮影部位・方向				詳細			
1. 胸部2方向(正面・右側面)							
2. 胸部右側臥位(正面)				右肺胸水確認のため			
3. 腹部立位(正面)				イレウスチューブ確認のため			
部位	方向	撮影条件				サイズ	備考
		kV	mA	sec	cm		
胸部	正面	120	100	0.02	200	大角	
胸部	右側面	120	100	0.12	200	大角	
胸部	右側臥位正面	120	100	0.025	200	大角	
腹部	立位正面	70	320	0.016	120	半切	
撮影技師名	放射 線太郎		指示医師署名	東部 花子			

- *「指示医師名」:この依頼を誰がしたかを確認するための氏名
- *「指示医師署名」:この指示に対して撮影を実施した後、内容を医師が確認した証明となる署名となります。

平成 28 年 5 月 16 日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成

